

クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)



知るぼるとキャラクター
矢口イチ(矢口家の愛犬)

答えは

答えは③宅配業者を装った者が、偽URL付きの不在通知を送り付け、スマートフォンを乗っ取る不正アプリを巧みにインストールさせる。

乗っ取られたスマートフォンは、勝手に偽の不在通知SMSを不特定多数に送ってしまうなど、不正アプリを拡散させる役割を担ってしまいます。また、スマートフォン内の重要な個人情報や不正アプリが自動的に窃取してキャリア決済などに不正利用したり、消費者が金融機関のアプリを使用すると不正アプリが作動して、消費者にIDやパスワードなどの入力を誘導して個人情報を窃取し、口座から不正にお金を引き出す被害も報告されています。

トラブルに遭わないためには、SMSが届いても、記載されているURLに安易にアクセスしないことが大切です。また、公式マーケット以外からのアプリのインストールを、できるだけ避けることをお勧めします。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険、相続などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL: 088-822-0114

※くらしネットkochi第3号は高知県金融広報委員会の協力を得て作成しています。

消費生活センター便り

いつの間にか切替えに!? 電力の切替えトラブルに注意!



知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなる。電気料金の明細を教えてください」と電話があった。よく分からず言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えると、後日契約切替え手続きの封書が届いたなどといった電気の契約切替えトラブルの相談が全国の消費生活相談窓口寄せられています。

県内事例①

事業者から、「利用中の電気料金は高い。当社と契約すれば安くなる」と何回か勧誘の電話がかかり、シミュレーション資料を見せられ信用した。送られてきた申込書に検針票のお客様情報を記入して契約を変更したが、実際は料金が高くなってしまったため解約したい。(70代 男性)

県内事例②

事業者の訪問があり、「電気メーターをアナログからデジタルに変更する必要があるが、その際に電気の供給元を変えないか」と言われた。「中継先が変更になるのみで、契約事業者は変わらない」との説明だったため、新電力の契約とは思わずスマートフォンでQRコードを読み込んで必要事項を入力した。後日、メーターの交換時に、再度電力会社は変更とならないか確認したところ、変更になると言われた。事業者の説明が違っており、契約事業者を変更したくないのでキャンセルしたい。クーリング・オフの期間が過ぎていますが、どうしたらよいか。(20代 男性)

- 電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や料金プラン、算定方法などの契約条件をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。
- 検針票に記載されている情報を伝えたと、勝手に別の会社に切替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の記載事項は伝えないようにしましょう。
- 電話勧誘や訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。業者に言われるままに契約してしまったとしても決して諦めないください。
- クーリング・オフ期間を過ぎても諦めず、すぐに消費生活センターや市町村の窓口で相談してください。(消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)

高知県立消費生活センターと
県民生活課からの
情報発信中!

Facebook⇒



消費生活に関するご相談は

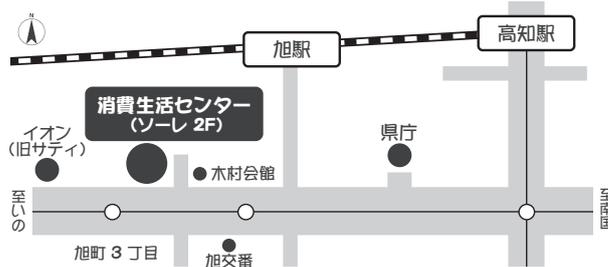
高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソール」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3
※日曜日でも相談を受け付けています

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>



消費者ホットライン……局番なしの188番 お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。